

宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成26年6月27日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡子

第1 請求のあった日

平成26年4月14日

第2 請求人

A

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

平成18年1月28日、亡Bに対し誤った方法で猿ぐつわをしたために亡Bが気道閉塞のため窒息して心肺停止となり、無酸素性脳症による四肢全廃（痙性四肢麻痺）の状態になった事件（以下、「本事件」という。）について、宮城県は、裁判でその責任を問われ、本事件の判決に基づき、平成25年6月21日及び同月28日、合計金163,649,700円を支払った。

宮城県知事は、当該賠償金について、本事件現場に臨場し誤った方法で猿ぐつわをした警察官5名及び本事件を過失傷害事件として捜査せず、事件を隠蔽した宮城県警の当時の責任者（捜査担当課長、警察署長、その他の宮城県警本部の関係者）に対し、国家賠償法第1条第2項に基づき、宮城県が支払った金額の全部又は一部の求償をせよ。

2 はじめに

(1)イ 請求人の長男・亡Bは、平成18年1月24日ころから体調不良や情緒不安定などがあるとの理由で会社を休んでいたが、同月28日、差し歯を抜き取って飲み込むなどの異常な行動をとるようになり、同日午後1時40分ころ、亡Bが身体を硬直させ、口から舌を出すなどの異常行動をとるようになったので、家族が救急車を呼んだ。

ところが、救急隊員は自傷他害の恐れがあると判断し、病院への搬送を中止し、石巻警察署に通報し、臨場した警察官は亡Bの口にタオルを入れて猿ぐつわをしたために亡Bは気道閉塞のため窒息して心肺停止となり、無酸素性脳症による四肢全廃（痙性四肢麻痺）の状態になった。そして自宅療養中、平成23年3月11日の東日本大震災の津波で溺死した。

ロ 亡Bの成年後見人である請求人が原告となって、宮城県と石巻地区広域行政事務組

合を相手方として提起した国家賠償訴訟において、仙台地方裁判所は平成22年11月9日、原告の請求を棄却した。

しかし控訴審は、通報を受けて臨場した警察官が亡Bの口にタオルを入れ、猿ぐつわをしたことを認め、一審判決を変更し、宮城県に約1億1972万円の賠償を命じる判決を下し、宮県の上告・上告受理申立も退けられ、控訴審判決は確定した。

- (2) しかるに、この判決を受けて、宮城県警察本部長が県本部各部課長、県下各警察署長宛に出した通達は「平成18年1月28日、救急隊員から自傷他害のおそれがあるとの通報を受けて臨場した警察官が、暴れている被保護者に咬舌防止の保護措置をしたところ、既に口腔内に入っていたタオルで気道が閉塞して心肺停止状態となり、被保護者が無酸素性脳症による四肢全廃の状態となった保護事案に係る国家賠償請求事件について、先般、敗訴が決定した」となっていた。

最高裁判決によって確定した仙台高裁判決を無視した通達に憤激した請求人は、代理人を通し、宮城県警に対し、「遺族に支払われた賠償金は県民の税金である。県民の税金で後始末をするのであれば、仙台高裁の判決内容に従い、そこから教訓を読み取り、再発防止につなげる必要がある。猿ぐつわをする時には、口の中にタオル等を入れないようにすることを徹底することが必要である。仙台高裁の判決内容に従って、口の中にタオル等を入れた猿ぐつわは絶対にしてはならないとの通達を改めて出して欲しい」と求めたが拒否された。

県民の税金で後始末するなら失敗から教訓を得て再発防止につなげる必要がある。失敗から学ばず、再発防止につながらないのであれば、亡Bを窒息させた個人が自らの責任で後始末する必要がある。

- (3) 本事件は、警察官による過失傷害罪を構成するものであり、刑事事件として速やかに真相解明がなされるべき事件であった。しかし、後述するように宮城県警は組織ぐるみでこれを隠蔽した。その結果、真相解明が大きく遅れ、その結果、宮城県は民事訴訟において4000万円以上もの遅延損害金を支払うこととなった。

かかる宮城県警による組織ぐるみの故意の隠蔽行為により、上記のとおり本来負担しなくてよい多額の遅延損害金を支払うこととなったのであるから、その責任を明らかにした上、違法な隠蔽行為をした者たちに対し、適切に求償する必要がある。

よって本請求に及んだ次第である。

3 請求の理由

- (1) 当事者

イ 請求人

請求人は、本事件により無酸素性脳症による四肢全廃（痙性四肢麻痺）の状態になり、東日本大震災で死亡した亡Bの父である。

ロ 本事件現場に臨場した警察官

以下の宮城県石巻警察署警察官は、後述するように、本事件において、現場に臨場し、亡Bに対し誤った方法で猿ぐつわをした（以下、まとめるときは「警察官5名」という。）。

① 巡査部長 C

② 巡査長 D

- ③ 巡 査 E
- ④ 巡 査 F
- ⑤ 巡 査 G

ハ 本事件に関する意思決定についての宮城県警の責任者

本事件当時の宮城県石巻警察署及び宮城県警本部において、本事件を隠蔽すると決定した者は、現時点ではその具体的個人は明らかではない。

しかし、本事件の隠蔽には、①本事件の捜査責任者（担当課長）、②当時の石巻警察署署長、③本件について相談を受けた宮城県警本部の責任者が存在するものと思われる。

(2) 本事件について裁判で認定された事実

イ 本事件に関する裁判の経緯

本事件については、後述するように宮城県警は本事件を隠蔽し、亡Bを無酸素脳症による四肢全廃にした責任が誰にあるのか真相を解明しなかった。

そこで、亡Bは、平成20年6月11日付で民事裁判を提起した。第1審の仙台地方裁判所判決（平成22年11月9日判決）は、宮城県の責任を簡単に否定した。しかし、控訴審である仙台高等裁判所判決（平成23年11月8日）は、詳細な事実認定を行った上宮城県の責任を認めた。その後、前述したとおり最高裁判所も宮城県の上告を却下し、上告受理申立も棄却して上記高裁判決を支持した。

本事件の真実は、上記仙台高裁の判決でおおむね明らかになっているので、以下、仙台高裁の裁判の判決内容を紹介する。

ロ 仙台高裁判決の内容

(イ) 事案の概要

本事件は、救急隊員から亡Bに自傷他害のおそれがあるとの通報を受けて臨場した警察官が、亡Bに自傷他害のおそれがなかったにもかかわらず、亡Bの気道を閉塞するような猿ぐつわをしたなどの過失により、また、救急隊員が、警察官が誤った方法により猿ぐつわをしているのを黙認したなどの過失により、亡Bが気道閉塞のため窒息して心肺停止となり、無酸素性脳症による四肢全廃（痙性四肢麻痺）の状態になった事件である。

なお、そして、本事件裁判中、東日本大震災が発生し、上記四肢全廃であった亡Bは、逃げることができず溺死することとなった。

(ロ) 前提事実

平成18年1月24日ころからBは体調不良等で会社を休んでいた。

平成18年1月28日午後1時40分ころ、Bは体を硬直させ、口から舌を出した。

同日午後2時6分ころ、Bの母が救急車を要請。

午後2時14分ころ、矢本消防署救急隊が到着。

午後2時33分ころ、東松島消防本部は、石巻署に対してB方へ警察官の臨場を要請。

午後2時38分ころ、石巻警察署は、上記臨場要請を承認。

午後2時40分ころ、石巻警察署が、Bの母から聴取。

午後3時35分ころ、石巻警察署の警察官5名がB方に到着。

Bは、警察官が臨場する前は、激しく暴れる状態になかったが、警察官がBを取り押さえてからは、警察官であっても取り押さえるのに苦勞するほど暴れ方がはげしくなった。

C 巡査部長が、手錠の使用を申し入れ、Bの父がこれを了承したことから、Bに後ろ手錠をした。

D 巡査長及びG 巡査は、C 巡査部長の指示によりBに対して、咬舌防止のための措置として、Bの母親が用意した本事件風呂敷を用いて本件猿ぐつわをした。

猿ぐつわをした後に、警察官がH 隊員にBの呼吸状況の確認を求めたところ、H 隊員は、Bの鼻腔が塞がれておらず、頬部も上下していたことから、呼吸が確保できていると説明した。

警察官は、Bを布団の上ののせ、車両に搬送する準備をした。

午後3時48分ころ、Bを車内に収容したところで、Bは急におとなしくなった。呼吸をしていないことが判明した。

I 隊長がBの猿ぐつわをはずしたところ、口の中から緑色タオルのほかに、本件ピンク色タオルがでてきた。

Bは、心停止の状態であることが確認された。

救急隊員は、応急措置として人工呼吸と心臓マッサージを繰り返した後、救急車に収容した。

真壁病院に到着する午後4時直前に心臓が動き出して呼吸も回復した。もともと、意識は回復しなかった。

真壁病院において、インフルエンザ脳炎の可能性があると診断された。

Bは、無酸素性脳症による四肢全廃となり、合併症として遷延性意識障害を発症した。

(ハ) 本事件の争点

本事件の最大の争点は、猿ぐつわをした際の過失の有無であり、具体的には「亡Bの口から出たピンク色タオルが、誰によって入れられたものであるのか。」「猿ぐつわの方法に問題がなかったか。」であった。

(ニ) 争点についての裁判所の結論

上記争点について、控訴審の裁判所は、「警察官が亡Bの口の中に本件ピンク色タオルを入れたものと認めるのが相当である。」と認定した。また、「仮に亡Bの口の中にピンク色タオルを入れたのが警察官でなかったとしても……警察官は亡Bの口の中に本件ピンク色タオルが入っているのを認識したというべきである」

「それを認識しつつ前記態様の本件猿ぐつわをしたことには、過剰で危険な措置を行った過失があるといえる。」と結論づけた。

(ホ) 上記認定に到った過程

① 本事件については、誰がBの口の中から出てきたピンク色タオルを入れたかについて、直接的な証拠がない中、状況証拠に基づいて検討をし、「警察官の到着前に亡Bの口の中に本件ピンク色タオルが入っていたとは認めがたいから、亡Bの口の中に本件ピンク色タオルが入ったのは警察官の到着後である蓋然性が高いと言うべきである」とした。

② そして、警察官到着後、亡Bの口の中に本件ピンク色タオルを入れたのが誰かについて検討した上、「亡Bの口の中に入っていた本件ピンク色タオルは警察官により入れられたとみるのが自然であり、これを排斥するに足りる事情がない限り、そのように認定するのが相当というべきである。」と判断した。

その際、現場に臨場していた警察官Dの証言、陳述やCの捜査報告書の証言等について、「本件緑色タオルを亡Bの口元にかませ続けていたとのDの証言は、容易に信用できない。」「Cは・・・前記各証言は採用しがたい。」と、裁判所にその信用性を否定した。

③ 上記検討の結果、裁判所は、「警察官が亡Bの口の中に本件ピンク色タオルを入れたものと認めるのが相当である。」と結論づけた。

④ なお、判決は、さらに慎重に、「仮に亡Bの口の中にピンク色タオルを入れたのが警察官でなかったとしても・・・警察官は亡Bの口の中に本件ピンク色タオルが入っているのを認識したというべきであるから、それを認識しつつ前記態様の本件猿ぐつわをしたことには、過剰で危険な措置を行った過失があるといえる。」とした。

(3) 本事件の損害賠償として宮城県が支払った金額及びその遅延損害金

イ 本事件で宮城県が支払義務を負った損害賠償額

宮城県は、本事件の最高裁の決定が平成25年4月9日にあり、控訴審判決が確定したことにより、以下のとおりの損害賠償義務を負った。

- ・ J に対し金59,863,842円
- ・ K に対し金29,931,921円
- ・ L に対し金29,931,921円

合計金119,727,684円 (①)

また、宮城県は、上記金員に対し、平成18年1月29日から年5分の遅延損害金の支払義務が生じた。

ロ 宮城県が支払った金額

上記の損害額に平成18年1月29日から年5分の遅延損害金に加わったため、県が支払った金額は、以下のとおりとなった（()は支払日である。）。

- ・ J に対し金81,824,850円（平成25年6月21日）
- ・ K に対し金40,912,425円（平成25年6月28日）
- ・ L に対し金40,912,425円（平成25年6月28日）

合計金163,649,700円 (②)

ハ 本事件では、宮城県警による本事件の隠蔽工作が行われ、真実を明らかにしなかったこともあり、訴訟では宮城県が全面的に争ったため、本事件発生から民事的解決まで7年以上の月日を要することになり、遅延損害金（①と②の差額）は、金43,922,016円になった。

(4) 本事件は、警察官5名の重過失により引き起こされたことについて

イ 本事件は、現場に臨場した警察官5名が、咬舌防止の保護措置をとるにあたっては、気道を閉塞することのないようにしなければならないという基本的な義務を怠り、全くでたらめな方法で猿ぐつわを行い、本件結果を発生させた。

従って、警察官5名には重過失があることが明らかである。

ロ よって、宮城県は、支払った損害賠償金について、上記警察官5名に対し、国家賠償法第1条第2項に基づいて、求償権を行使すべきである。

(5) 宮城県警が組織ぐるみで本事件の真実を隠蔽し、関係者の責任を追及しなかった結果、宮城県が多額の遅延損害金の支払いを余儀なくされたことについて

イ 宮城県警による事実隠蔽の責任

(イ) 本事件で、亡Bは、警察官が入れたピンク色タオルのために心肺停止になり、無酸素性脳症による四肢全廃（痙性四肢麻痺）の状態になった。本来であれば本事件は過失致傷事件として厳正に捜査の上、責任者の処分が行われなければならなかった。

しかし、警察官の行為によってかかる重大な結果を引き起こしたにもかかわらず、宮城県警は、故意に、ないしは重過失により、本事件の真相解明をせず、事件として送致もせず、真相を闇に葬ろうとした。

そして、このために、宮城県は、訴訟でも本事件について真実を認めようとせず、長期間にわたって争い、本来県が負担すべきであった損害である金119,727,684円（損害及び訴訟追行のための弁護士費用の合計）だけでなく、上記損害金に対する多額の遅延損害金（上記金員に対する平成18年1月29日から支払い済みまで年5%による利息、金43,922,016円）を負担させた。

(ロ) 宮城県がかかる多額の遅延損害金を負担することになったのは、宮城県警の故意の違法行為によるものであるから、宮城県は、国家賠償法第1条第2項に基づき、隠蔽行為をした警察官らに対し、遅延損害金の一部又は全部について求償権を行使すべきである。

(ハ) 以下、宮城県警による本事件の隠蔽行為について詳述する。

ロ 宮城県警による本事件の隠蔽行為

宮城県警は、本事件の捜査に当たり、現場に臨場した警察官5名の取り調べをあえて行わなかったか、事情聴取した資料を隠蔽した。このことは以下の事実から明らかである。

(イ) 宮城県警は、本事件の発覚当初から、関係者の供述に食い違いがあり、真実が不明確であることを認識し、不明確な事実を明確にするために、関係当事者から詳細に事情聴取をすべきことを認識していた。

(ロ) しかし、宮城県警は、関係者、とりわけ現場に臨場した警察官5名の事情聴取を行わず、その他の関係者からもずさんな事情聴取しか行わなかった。

(ハ) 宮城県警は、本事件を過失致傷罪として認識していたにもかかわらず検察庁に送致せず、真相を闇に葬ろうとした。

以下、上記のことについて具体的に述べる。

ハ 宮城県警は、本事件の発覚当初から、関係者の供述に食い違いがあり、真実が不明確であることを認識し、不明確な事実を明確にするために、関係当事者から詳細に事情聴取をすべきことを認識していたことについて

(イ) 本事件は、平成18年1月28日の午後に発生した。

(ロ) この日の午後4時30分以降、石巻警察署のM氏は、保護に関わった警察官、家族

及び救急隊員から事情を聴取した上、現場再現の写真を撮った。

その際、「同日（平成18年1月28日）午後4時30分ころ、真壁病院に臨場し、保護に関わった警察官や家族及び救急隊員から保護時の事情聴取した結果、警察官が自殺防止のために施した猿ぐつわを外す際に緑色のタオルと一緒に出てきたピンク色と白色のストライプの小さなタオル以外に原因として考えられるものは出てこなかった。しかし、このピンク色タオルを誰が入れたのかは分からず」と記載している。

そして、「①ピンク色タオルが使用された状況につき、原告の父（A）は、当初、同タオルを原告の口に当てていた旨説明するものの、他方、警察官らは、同人らが到着した時点では、身内の者が、②緑色のタオルを原告の口に当てていた旨を説明した。」とある。

- (ハ) 本事件は、捜査記録を見ても、本件が亡Bを被害者とする過失傷害事件として捜査されていた。そして、本事件結果発生の最も重要な事実について、真相が分からない状態であったことを宮城県警は認識していたことになる。

宮城県警は、本事件に事件性があること、真相について異なる供述があり、真実が不明確であることを認識していたのであるから、真相解明のために捜査をする義務があったことは明らかである。

- (ニ) そして、本事件の捜査は、「上記のピンク色タオルは、いつ、誰が入れたのか」について最も重点をおいて捜査する必要があった。

すなわち、

①警察官臨場前、B氏に噛ませていたタオルの色について知る者について事情聴取を行い、詳細に事情を聴取すること

②警察官臨場時そして臨場後、誰がどのように猿ぐつわをしたのかについて詳細に知っている者に対して事情聴取を行い、かつ詳細に事情聴取することが必要であった。

- (ホ) 警察官が臨場する前にB氏に噛ませていたタオルの色を知る者、そして警察官臨場前にタオルが交換されたか否かについて知る者は、AをはじめとするB氏の家族、そして救急隊員であった。警察官臨場前のタオルの色について、公開された捜査資料には、以下の供述がある。

① 平成18年1月29日付供述調書

Aは、「このため私は、このままでは自分の指ごとかみ切られると思い、妻に言って割り箸に赤色っぽいタオルを捲かせて、長男の口の端に割り箸の両端を当て舌を噛みきれないようにしました。」と供述している。

しかし、その後、タオルを交換したか否かについては、何ら触れられていない。

② 平成18年1月30日付供述調書

Nは、同人が臨場した際のBの様子について、「口には赤っぽい色のタオルを噛ませられ、そのタオルの両脇から未使用の割り箸の端がみえている状態だったのです。」と供述している。

しかし、その後、タオルを交換したか否かについては、何ら触れられていない。

③ 平成18年1月31日付供述調書

Iは、同人が臨場した際、B氏の口の中には、「口にはタオルをぐるぐる巻きに捲いた割り箸が横向きにして入れられていました。」「口に入っていたタオルは、白地にピンク色のストライプが入ったものであり、割り箸は紙袋に入った状態でした。」と供述している。

そして同じく、その後タオルが交換されたか否かについては、全く供述がない。

- ④ しかし、同じく救急隊員のHからはタオルの色について聴き取りを行っていない。

上記①～④のとおり、警察官臨場前に、B氏の口に嚙ませられていたのは、ピンク色タオルだったという以外の供述はなかった。

その一方、警察官2名はタオルが「緑色」だったと供述している（⑤、⑥）のである。

- ⑤ 平成18年1月28日付捜査報告書（C作成）

Cが臨場した際、「同人の口には緑色のタオルと割り箸が押し込まれていて」と記載されている。

- ⑥ 平成18年1月31日付捜査報告書（F作成）

同人が臨場した際には、「緑色のタオルと割り箸が押し込まれている状態であった」と記載されている。

- (ハ) 上記のとおり、本事件について、警察官とその他の当事者とでタオルの色について供述が異なっていた。このような捜査状況であったのであれば、なぜ警察官が、B氏の口に嚙ませられていたのが「緑色タオル」であると供述したのかについて、詳細に捜査する必要があったことは明らかである。

しかし、宮城県警は、警察官5名について、そのタオルの色の違いについて、捜査しなかった。

- (ト) 警察官臨場時そして臨場後、誰がどのように猿ぐつわをしたのかについて詳細に知っている者は、現場に臨場した警察官5名である。

しかし、本事件では、上記5名の供述調書はない。わずかに、C作成の平成18年1月28日付捜査報告書があるのみである。

- (チ) このように、宮城県警は、本事件について最もよく事情を知る者から、事情を聞いていないか、きわめて杜撰な聴き取りしか行っていない。この点だけでも、本事件捜査があまりに杜撰であり、少なくとも重過失があることは明らかである。

むしろ、上記5名からの事情聴取がないことはあまりに不自然である。宮城県警は、上記5名の供述調書を隠蔽し、廃棄したか、隠している可能性が非常に高いと考えるのが自然である。

- (リ) さらに、本事件では、捜査の初期段階において、重要な事実について、救急隊員と警察官との間に齟齬があった。すなわち、

- ① 平成18年1月28日付捜査報告書（O作成）

救急隊員Hの供述内容を記録したものである。タオルの色について記載はないものの、救急隊員が到着した当時（警察官臨場前）は、タオルでくるまれた割り箸が押し込まれていたこと、警察官は、タオルでくるまれた割り箸を口から取り出し代わりに手ぬぐいのようなものを猿ぐつわのようにBさんの口にあてた後、

後頭部付近で結んで、Bさんが舌をかまないように処置していた、と述べた旨の記載がある。

② 平成18年1月29日付捜査報告書

救急隊員Iの供述を録取したもの。警察官が来たあと、「警察官がタオルを交換して嚙ませ」と述べている。

上記のとおり、現場に臨場した救急隊員らによれば、「警察官臨場後、警察官が、それまでBにくわえさせていたタオルを交換した」ことが明確にされていた。

これらの記述は、Cの平成18年1月31日付捜査報告書と整合しない。

かかる整合しない事実が捜査の初期段階から明らかになっていた以上、真相解明のためには警察官5名の事情聴取は必須であったはずである。

しかし、宮城県警は、事情聴取を行わなかった。ないしはその結果を隠蔽したのである。

宮城県警は、救急隊員3名について、その後、供述調書を作成している（Hについては平成18年1月30日、Iについては平成18年1月31日。また、Nについては平成18年1月30日）。

しかし、これらの調書のいずれからも、「警察官がタオルを交換した」ことがまったく抜け落ちている。これは、宮城県警が、本件の真相を隠蔽しようとしたことの証左である。

ニ 事件隠蔽に関するまとめ

(イ) 上記のとおり、本事件の捜査については、明らかになっている資料から見ても、複数の人間が警察官臨場前にB氏の口に嚙まされていたのは「ピンク色タオル」であったと供述していた一方、警察官の供述はこれと明らかに異なっており、真相解明のためには詳細な捜査が必要であることは明らかであった。また、救急隊員は、捜査の初期段階において、「警察官がタオルを交換した」旨述べており、警察官5名が、亡Bの口腔内にピンク色タオルがあることを知っていることがうかがわれていた。

(ロ) かかる状態であったにもかかわらず、宮城県警は、警察官5名を取り調べなかったばかりか、その他の関係者にも事実の詳細を確認して記録することをせず、検察庁に送致すらしなかった。

(ハ) 捜査当初から浮かび上がっている疑問点について捜査を「行わなかった」ことは、明らかに不自然である。宮城県警は、上記の捜査を意図的に行わなかったか、警察官5名の報告、ないし供述調書を握りつぶし、真相を隠蔽したのである。

ホ 警察官5名及び宮城県警責任者の違法行為

上記の隠蔽行為について、警察官5名及び宮城県警の責任者には、以下のとおりの違法行為があったといえる。

(イ) 犯人隠避（刑法第103条）

刑法第103条は、「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。」と規定している。

ここに、「隠避」とは隠れ場所を提供する（「蔵匿する」）以外の方法で、犯人・

逃走者の発見または逮捕を妨げることをいう。

本件では、本件の犯人を知りながら、あえて捜査を行わない、という方法で犯人を隠避しているのであるから、宮城県警の責任者は、明らかに被疑者となるべき者について適切な捜査を行わず、事件立件を阻んだのであるから、犯人隠避罪が成立することは明らかである。

(ロ) 送致義務違反（刑事訴訟法第246条違反）

刑事訴訟法第246条は、いわゆる微罪処分の場合を除いて、司法警察員が犯罪の捜査をしたときは、検察官に対し送致する旨を定めている。

本件は、事件発生当初から、「過失致傷事件」として捜査されてきたことは記録上明らかである。本事件は、重大な傷害結果が生じている事件であったにもかかわらず、本事件を、検察庁に送致しなかった。

警察官が被疑者になる事件を送致しなかった送致義務違反の事実だけをとっても、宮城県警が本事件を隠蔽し、犯人を隠避をしたことは明らかである。

(ハ) 真相解明義務違反（刑事訴訟法第189条第2項）

刑事訴訟法第189条第2項は、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定している。

本件では、明らかに過失致死を疑わせる事実があったのであるから、本条項に照らし、捜査義務があったことは明らかである。

よって、宮城県警は、本条項の義務に違反した。

(ニ) 告発義務違反（刑事訴訟法第239条第2項違反）

刑事訴訟法第239条第2項は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と定める。

上記義務は、一般に、法的義務であると解されている。そしてこの義務については「この告発を行うことが、当該官吏又は公吏の属する行政機関の行政運営に重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしないで当該犯罪が訴追されないことによってもたらされる不利益より大であると認められるような場合にまで、なお告発すべきとしている趣旨とは解されない」（名古屋高判昭和26年6月14日）とされているものの、これを反対に解釈すれば、上記のような場合以外は告発義務を負っているといえることができる。

本事件では、現場に臨場した警察官5名の行為により、亡Bの傷害結果が発生したことは明らかであったから、この事実を知った警察官には、告発義務が生じたことは疑いない。

宮城県警の責任者らには、上記のとおり違法が認められる。これらの違法のうち、犯人隠避の罪は、本事件の被害者である亡Bから責任者への責任追及の機会を奪うものであるから、直接亡Bの法益を侵害する違法行為である。

また、刑事訴訟法の義務違反については、直接国民に対して義務を負っているものではないとの反論も予想されるが、被害者の救済のために設けられた制度であるから、被害者との間では、責任者への責任追及の機会を奪ったという意味で、上記義務違反により直接被害を受けたというべきである。

(ホ) 違法行為をした公務員個人への求償について

① 東京地裁判決平成6年9月6日判決（共産党幹部宅盗聴事件）では、公務員個人の責任を認めている。そこでは、以下のとおりの理由が述べられている。

「思うに、公務は、私的業務とは際立った特殊性を有するものであり、その特殊性ゆえに、民事不法行為法の適用が原則として否定されるべきものであると解されるが、右の理は、（本件のごとく）、公務としての特段の保護を何ら必要としないほど明白に違法な公務で、かつ、行為時に行為者自身がその違法性を認識していたような事案については該当しないものと解するのが相当である。このように解しても、公務員の個人責任が認められる事案は、行為の違法性が重大で、かつ行為者がその違法性を認識している場合に限られるのであるから、損害賠償義務の発生を恐れるがゆえに公務員が公務の執行を躊躇するといったような弊害は何ら発生するおそれがないことは言うまでもなく、かえって、将来の違法な公務執行の抑制の見地からは望ましい効果が生じることさえ期待できるところである。」とされている。

② 本件では、宮城県警組織ぐるみで警察官の事件が隠蔽されており、このような隠蔽行為は、明白に違法な公務であることは明らかである。

そして、現場に臨場した警察官5名は、自らの責任を自覚していることはもちろん、その周囲の者も当然、当該事件の内容を把握していたことは明らかであり、事件の内容を知ったからこそ隠蔽工作を行ったことは明らかである。

したがって、上記裁判例に照らしても、警察官5名及び上記隠蔽工作に関わった宮城県警の責任者には、求償する責任がある。

(6) 宮城県警の責任者

警察組織上、本事件の隠蔽は、現場に臨場した警察官5名ですることは到底できるものではない。本事件の捜査責任者（担当課長）、ひいては当時の石巻警察署署長をはじめ、宮城県警の責任者の決断であることは明らかである。

よって、これらの者が本件隠蔽の責任をとらなければならないことは明らかである。従って、宮城県は、ことの真相を解明した上、しかるべく求償をすべきである。

(7) 本件隠蔽行為によって宮城県が被った損害

すでに述べているが、本事件について、宮城県が負った損害賠償責任は、合計で119,727,684円であった。

しかし、事件発生から判決確定まで7年以上の月日を費やしたため、支払日までの遅延損害金は金43,922,016円にもなった。

宮城県警が、本事件を隠蔽せず、警察官の責任を最初から認めていれば、上記遅延損害金は発生することは無かった。

よって、上記遅延損害金相当額は、宮城県警の隠蔽行為により、宮城県が被った損害であると言える。

(8) 求める措置

このように、宮城県は、警察官5名の重過失行為により多額の損害賠償責任を負担したほか、宮城県警の隠蔽行為により、宮城県は、支払う必要の無かった多額の遅延損害金を支払うことになったのであるから、宮城県知事は、これらの者に対し、国家賠償法第1条第2項に基づき、求償権を行使すべきである。

よって、宮城県知事は、隠蔽行為をした者を特定し、これらの者に対し、国家賠償法第1条第2項に基づいて求償権を行使すべきである。

また、本件の隠蔽行為の真相を解明し、関係者を厳正に処分すべきである。

(9) 最後に

猿ぐつわによる窒息は、本件以前にも起きていた。そして、本件以降も起きている。

そもそも痙攣中の患者の口にタオルを入れることは避けるべきこととされている。本件を契機に警察は極めて危険な保護の方法である猿ぐつわを廃止すべきである。それにもかかわらず、宮城県警は上記のように事実をねじ曲げた通達でお茶を濁そうとしている。これは失敗から学ぶことを拒否するというに他ならない。失敗から学ぶことを拒否すれば、将来同種の事故が起きることは避けられない。なぜ失敗から学ぶことを拒否するのか。それは猿ぐつわをしたのは警察官自身であることを隠蔽しようとした本件の本質が背後に潜んでいるからである。失敗から学び実効的な再発防止を徹底させるためには、警察官自身が猿ぐつわをし、それを隠蔽しようとした本件の本質を明らかにする必要がある。よって本申立に及んだ次第である。

第4 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項で定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、請求人の請求書に不備が認められたため、平成26年4月28日付け宮監委第13号で住民監査請求書の補正を通知し、当該日から補正命令に対する回答の提出があった平成26年5月8日までの日数を、地方自治法第242条第5項の規定による審査期間60日から除外した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象は、県が支払った損害賠償金相当額について、元石巻警察署職員及び県警の責任者等に対し国家賠償法（昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。）第1条第2項の規定による求償権を行使しないことが財産の管理を怠る事実にあたるか否かとした。

2 監査対象箇所

監査対象箇所は、県警本部監察課及び生活安全企画課とした。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定による請求人の証拠の提出及び陳述は、辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象箇所の職員から聞き取りをするなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 本件請求に係る国家賠償請求事件（以下「本件請求事件」という。）の概要

警察官は、救急隊員から、請求人の長男であった原告である亡B（以下「原告」という。）が自傷他害のおそれがあるとの通報を受けて臨場した。原告は、インフルエンザ脳炎であり、自傷他害のおそれがなかったにもかかわらず、警察官が気道を閉塞するような猿ぐつわをしたことなどの過失により、窒息して心肺停止となり、その結果無酸素

脳症による四肢全廃の状態になったとして、被告県等に対して、国賠法第1条第1項及び民法第719条第1項の規定に基づき、損害賠償金2億4399万526円及びこれに係る遅延損害金の支払を求めて、平成20年6月11日に仙台地方裁判所に提訴した。

仙台地方裁判所は、平成22年11月9日に原告が主張する過失は認められないとして、請求を全部棄却した。

原告は、平成22年11月10日に、これを不服として、仙台高等裁判所に控訴したが、控訴提起後死亡したため、原告の相続人3名が本件訴訟を承継するとともに、請求額の一部を減額した。

(2) 本件請求事件における原告の主張要旨

原告は、本件請求事件において、警察官の過失等について次のとおり主張した。

- ① 原告に自傷他害のおそれがなかったにもかかわらず、猿ぐつわをした過失がある。
- ② 原告の口の中にピンク色タオル及び緑色タオルの2つのタオルを入れた上で、猿ぐつわをした過失がある。
- ③ 原告の口中を点検しないまま、猿ぐつわをした過失がある。
- ④ 猿ぐつわをする必要性の有無及びその方法を救急隊員に事前に確認しなかった過失がある。
- ⑤ 猿ぐつわをした後で十分に呼吸を点検しなかった過失がある。
- ⑥ 原告の心肺停止は窒息が原因であって、その窒息の原因は警察官がした猿ぐつわにある。

(3) 原告の主張に対する県の答弁要旨

県は、本件請求事件において、原告の主張に対し、次のとおり答弁した。

- ① 警察官がした猿ぐつわは、すでに咬舌防止のためにかませられていた緑色タオルが外れないように風呂敷を当てて後頭部付近で結びつけたもので、警察官職務執行法（昭和29年法律第162号）第3条の定めるところによりなされた適法な措置であった。
- ② 警察官が口の中にピンク色タオルを入れたことはない。
- ③ 原告は興奮して大暴れし、舌をかみ切る危険性があったため、警察官が口の中を確認できるような状況ではなかった。
- ④ 警察官は、猿ぐつわを施した後、原告の呼吸が確保されているかどうかを救急隊員に確認している。
- ⑤ インフルエンザ脳炎による呼吸停止は起こり得るのであるから、呼吸停止の原因は不明である。仮に、呼吸停止の原因が窒息によるものであったとしても、猿ぐつわをした直後に呼吸していることを救急隊員が確認しており、猿ぐつわによるものではない。

(4) 控訴審における判決要旨

控訴審である仙台高等裁判所の判決は、被控訴人県は控訴人に対し、損害賠償金1億1972万7684円及び平成18年1月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を命じたものであり、その理由は、次のとおりである。

- ① ピンク色タオルを原告の口の中に入れたのが警察官であることを排斥するに足りる事情は認められないから、警察官が原告の口の中に本件ピンク色タオルを入れたものと認めるのが相当である。

- ② 猿ぐつわは、警察官が本件ピンク色タオルを原告の口の中に入れた上で、緑色タオルをかませ、その上から風呂敷で猿ぐつわをしたものであるところ、それ自体窒息を招く可能性の高い極めて危険な行為であり、明らかに過剰で危険な措置であった。
- ③ 仮に警察官がピンク色タオルを入れていなかったとしても、入っていることを認識したものであるべきであり、認識しつつ猿ぐつわをしたことには過剰で危険な措置を行った過失がある。
- ④ 警察官がピンク色タオルに気付かないまま猿ぐつわをしたとすれば、ピンク色タオルの存在を認識しなかったこと自体に過失があるといえるし、口腔内の異物の有無を確認すべきであったのにこれを怠った過失があった。
- ⑤ 猿ぐつわは窒息を招く可能性の高い極めて危険なものであったことが明らかであり、原告は窒息状態になったとみるのが自然でその蓋然性が高く、窒息による心肺停止と認めるのが相当である。

(5) 本件請求事件の判決の確定

被控訴人である県は、平成23年11月8日に最高裁判所に上告提起及び上告受理の申立てを行ったが、平成25年4月9日に上告却下及び上告受理申立てを受理しない旨の決定がされ、控訴審判決が確定した。

(6) 損害賠償金の支出

県は、判決の確定に伴い、平成25年6月21日及び同月28日に、損害賠償金1億1972万7684円及び遅延損害金4392万2016円の合計1億6364万9700円を原告の相続人である3名に支払った。

2 請求人の主張に対する県警本部の説明

(1) 警察官5名に対する求償権の行使について

仙台高等裁判所において、猿ぐつわは明らかに過剰で危険な措置であり、警察官は保護措置の方法について、最小限度を逸脱した過失があると認定されたことから、当該警察官による重大な過失の有無について、①当該保護措置について応急の救護を要する状態であったか、②自傷他害防止・咬舌防止として手錠等をする状態にあったか、③咬舌防止措置を行うに当たり気道確保に配慮したか、④口の中を確認できる状態であったかの観点から検討を行った。

その結果、①原告は、精神状態が明らかに正常でなく、激しく暴れ続ける或いは舌を噛むなどの自傷他害のおそれがあり、応急の救護を要する状況であったこと。②原告及び周囲の安全を確保し、迅速に県立精神医療センターに搬送するため、咬舌防止措置をとりつつ原告の身体を制止させる目的で手錠等を使用することもやむを得ない状況であったこと。③猿ぐつわをする際、救急隊員に対して呼吸しているか否か確認し、鼻腔が気道として確保されており、胸が上下して呼吸しているとの説明を受けた上で保護措置を継続していること。④警察官が原告の口の中に手を入れる、口の中を覗き込むなどの方法により口の中を点検しようとした場合、原告自身が舌を噛む可能性があるほか、警察官にも危害が及ぶ可能性があったことが認められる。

以上のことから、保護措置について警察官に故意又は重大な過失は認められないと判断し、求償しないとの決定をした。

(2) 県警の責任者に対する求償権の行使について

① 県警による事件の隠蔽等について

イ 「事件の捜査を意図的に行わなかった。現場に臨場した警察官5名の取調べ（事情聴取）をあえて行わなかったか、事情聴取した資料（供述調書）を廃棄したか、隠蔽した」との主張に対しては、当初は過失傷害事件として捜査をしていたが、家族及び救急隊から事情を聞くとともに、担当医師から原告がインフルエンザ脳炎であるとの報告を受け、保護行為と障害との因果関係はないと考えられたことから、心肺停止に陥ったことについて関係者の故意又は過失が認められず、過失傷害に事件性はなく、捜査の必要性はないものと判断して事情聴取等をしなかったものであるから、供述調書の廃棄や隠蔽という事実はない。

なお、警察官が被害者となった場合などを除けば、警察官から自らの行為について事情聴取をして供述調書を作成することはない。

ロ 「ピンク色タオルを、いつ、誰が入れたのか」や「噛ませていたタオルの色について最も重点を置いて捜査する必要がある」との主張に対しては、ピンク色タオルを入れた者が不明であることやインフルエンザ脳炎による心肺停止もあり得るといふ当時の医学的見地にに基づき、事件性はないものと判断した。

ハ 「臨場前、噛ませていたタオルの色について詳細に事情聴取する必要がある」との主張に対しては、タオルの色についての供述等の違いは、各人の記憶が異なっていると捉えており、事件性がないことから、それ以上の調査を行う必要がないと判断した。

ニ 「臨場時、臨場後、誰がどのように猿ぐつわしたのか詳細に事情聴取する必要がある」との主張に対しては、警察官はタオルがずり落ちないように、その上に猿ぐつわをしたものである。事件性がないことから、それ以上の調査を行う必要がないと判断した。

ホ 「捜査報告書で救急隊員が、『警察官がタオルを交換して噛ませ』と述べているが、その後の救急隊員3名の供述調書ではそのことが抜け落ちており、詳細な捜査が必要であった。隠蔽の証左である」との主張に対しては、捜査報告書は、当日現場で聞いた内容について作成するもので、供述調書は一問一答的に録取し、確認して署名押印をもらう。本件は認定できるような過失がないことから、異なる認識としつつ総合的な判断で事件性なしとした。

ヘ 「犯人隠避違反」との主張に対しては、犯罪による事件と捉えておらず、当たらない。

ト 「送致義務違反」との主張に対しては、捜査した結果、犯罪の嫌疑はないと判断したことから、事件化せず送致しなかったもので当たらない。

チ 「真相解明義務違反」との主張に対しては、関係者から事情聴取し、真相解明に努めた結果事件性はないと判断したもので当たらない。

リ 「告発義務違反」との主張に対しては、捜査権を有する警察において、自ら捜査をし事件性はないとしたもので、告発すべき理由はないので当たらない。

② 国賠法第1条第2項による求償について

請求人は、本件を過失傷害として事件を隠蔽した警察幹部等に求償せよと主張しているが、控訴審が認定したのは保護措置の方法についての過失であり、また、国賠法

第1条第1項には「故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは」と規定しており、損害と当該行為との間の因果関係を要件としていることから、事後の捜査活動と本件損害には因果関係がないことは明らかで、求償する理由はない。

第7 判断

国賠法第1条第2項は、公務員の違法な職務上の行為により国又は公共団体が損害賠償金を支出した場合において、当該公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償することができる」と規定している。

国賠法が求償権の行使を公務員の故意又は重大な過失があった場合に限ったのは、それ以外の場合にも求償権を有するとすることは、職務執行に際して過度に慎重になって正当な職務の執行が十分に行えないおそれがあるという政策的見地からによるものと解されている。

また、故意とは、一般に「一定の結果の発生を認識しながら、あえてある行為をするという心理状態」と解されており、重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」（最高裁昭和32年7月9日判決）とされている。

本監査請求の基となったのは、本件請求事件であるが、その確定判決においては、警察官の保護措置について故意までは認定されておらず、また、過失は認定されたもののその程度までは判断されていなかった。また、県警本部を含めた組織的な犯罪の隠蔽行為の有無については争点になっていなかった。

1 警察官5名に対する求償権の行使について

請求人は、本監査請求に係る損害賠償金の支出については、警察官による保護行為に重大な過失が認められることから、警察官に対し国賠法第1条第2項の規定による求償権を行使すべきと主張していることから、求償権行使の当否について検討する。

本件事案は、救急隊員が原告が差し歯を抜いて飲み込み、さらに舌を噛み切ろうとしていたなどの状況説明等を受け、救急隊員が自傷他害のおそれがあると判断し、警察官の臨場を要請したものである。警察官の臨場後も、警察官であっても取り押さえるのに苦労するほど原告が激しく暴れ、原告の咬舌防止の措置をとる必要性が高まっていたことを考えれば、原告が警察官職務執行法第3条第1項に規定する「精神錯乱者」の状態であったと判断される。そこで、警察官が原告に対する保護措置が必要と判断し、県立精神医療センターに安全に移送するため咬舌防止措置をとりつつ、身体拘束を行ったことについては、事前に救急隊員に気道確保の状況を確認するとともに身体拘束について家族に了解を得ているという裁判の認定事実を踏まえると、今回の障害発生に関して故意に近い著しい注意欠如の状態とされる重大な過失があったとまでは認められない。

次に、確定判決において認定された、警察官がピンク色タオルを入れた上で、緑色タオルを噛ませ、その上から風呂敷で猿ぐつわをしたこと、あるいは、警察官がピンク色タオルを入れていなかったとしても、入っていたことを認識した上で猿ぐつわを行ったことについても、警察官が救急隊員に原告の呼吸状況の確認を求めた上で搬送している状況を勘案すれば、同様に重大な過失があったとまでは認められない。また、警察官がピンク色タオルを入れていなかったとしても、ピンク色タオルに気づかないまま猿ぐつわをしたとす

れば、口腔内の異物の有無を確認せず、ピンク色タオルの存在を認識しなかったことについては、原告が自傷他害の恐れがあるほど暴れ、警察官でも取り押さえるのに苦勞した状況にあり、口腔内を確認することで警察官等にも危害が加えられる可能性が高かったことなどを踏まえると、同様に重大な過失があったとまでは認められない。

したがって、本件請求事件においては、障害発生に関して警察官による保護措置に過失は認められたものの、重大な過失があったとは認められない以上、国賠法第1条第2項の規定による求償権を有するとは認められないものと判断する。

2 県警の責任者に対する求償権の行使について

請求人は、本事件を過失傷害事件として捜査せず、事件を隠蔽した県警の当時の責任者らに対し、国賠法第1条第2項の規定に基づき遅延損害金について求償権を行使すべきと主張していることから、当該求償権行使の当否について検討する。

請求人は、県警が事件の捜査を意図的に行わなかった、あるいは事件を隠蔽したと主張しているが、県警は、警察官が猿ぐつわをした際に、救急隊員に気道確保の状況を確認した上で保護措置を継続したこと、さらには、原告の障害（低酸素脳症）が心肺停止によるものとはいえ、原告をインフルエンザ脳炎と診断した医師からは心肺停止も起こり得るとされたことから、当該保護措置と障害発生との間に明白な因果関係が認められないため事件性はないと判断したものであり、意図的に捜査を行わなかった、あるいは事件を隠蔽したのではない旨説明している。

改めて本件請求事件を整理すると、本事案が発生した2か月前から不眠症状を訴えていた原告は、平成18年1月18日から異常な行動に出るようになった。翌日以降、原告は仕事を休み、家族が付き添い監視を行っていたものの、精神科等も含め必要な病院の診察を受けることなく祈禱師による除霊をしてもらうに止まっていた。同年1月28日の事件当日、症状が急変し、差し歯を手で抜き、舌を噛み切ろうとする素振りをして、目は血走り一点を見据え、身体をガタガタ震わせるなどし、容易に制止できる状況にはなかったことから、家族が病院への救急搬送を依頼したものである。

当時、原告の家族や親戚など複数の関係者が関与せざるを得ないほど原告自身が錯乱状態で切迫した状態にあったこと、また、警察官が、そうした原告を県立精神医療センターに安全に搬送すべく、救急隊員の協力も得て気道確保等にも配慮した上で保護措置を行ったこと、原告をインフルエンザ脳炎と診断した医師からは四肢全廃の障害発生原因についての確定診断がなかったことなどを踏まえると、本請求事件について県警が事件性なしと判断したことには相当の理由があると認められる。

また、事件発生から数時間後、石巻警察署においては、原告の父母及び救急隊員の立会いの下、現場における再現写真なども含めた保護取扱いに関する詳細な記録が作成されていること、また、後日、原告の父や消防隊員から事情聴取を行い、警察官が捜査報告書を作成していることなどを勘案すると、県警において隠蔽の意図があったとは思料されない。

次に、ピンク色タオルを、いつ、誰が入れたかについて捜査する必要があったこと及びタオルの色と猿ぐつわの状況について詳細に事情聴取する必要があったこと並びに捜査報告書の救急隊員の供述内容が、その後の供述調書において抜け落ちていて詳細な調査が必要であった旨の主張については、これまで述べたように、警察としては事件性がないと判断したことから、そのような調査や詳細な事情聴取等を行わなかった相当の理由が認めら

れるところである。

なお、裁判の判決が確定した現在において考えれば、詳細な調査等を行うべきであったと思うものの、それらを行わなかったことが隠蔽の証左であると認めることはできない。

次に、①犯人隠蔽違反、②送致義務違反、③真相解明義務違反、④告発義務違反にそれぞれ当たると主張するが、これまで述べたように県警が事件性がないと判断したことに相当の理由が認められること、また、これらの主張が事実と認められるに足りる証拠はないこと、さらには先に述べたように、現場再現写真なども含めた報告書を作成していることを勘案すると、隠蔽の意図があったとまでは言えず、これらの主張は認められない。

したがって、本件請求事件において、県警による事件の隠蔽等があったとは認められないことから、県は、国賠法第1条第2項に規定する求償権を行使しないことが違法又は不当とまでは言えない。

なお、県警は事後の捜査活動と本件損害とに因果関係はないことから求償する理由はない旨主張するが、既に述べたように、隠蔽行為等があったとは認められないことから、求償の可否については判断をするまでもない。

第8 結論

以上、県は、本件請求事件に係る損害賠償金の支出について、国賠法第1条第2項に基づく求償権を有するとは認められず、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」はない。よって、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

付言

県警においては、今回の事故を受けて、各警察署の生活安全課長に対し、適切な保護について指示し、担当者に適正な教養を実施するとともに、全警察署を巡回し、「保護の適切な取扱い」という項目を設けて指示を行うなど、再発防止に努めている。特に、石巻警察署では、本部長通達を受け、署長から署員に示達し徹底を図るとともに、定期会議や幹部会議の都度指示を行っている。

しかしながら、咬舌防止を含めた保護措置の取扱いについては、臨場時における的確な状況の把握と判断により、適切な措置が講じられるよう万全を期すとともに、保護に当たる警察官の業務遂行能力を高めるなど、更なる再発防止へ向けた取組を求める。